

新型コロナウイルス感染症で深刻な影響を受けている中小事業者の皆様へ 『持続化給付金』をご活用ください。

新たに支援対象となる方(6月29日から申請開始)

- 1. 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者
- 2.2020年1月~3月の間に創業した事業者
- ・どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。
- ・申請には、業務委託等の契約書や源泉徴収票などが必要となります。

持続化給付金の内容

売上が前年同月比等で50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える 『持続化給付金』が、法人 200万円・個人事業者 100万円を上限に支給されます。

■売上減少分の計算方法(例)

一般的な申請:前年の総売上 - (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

2020年創業: 今年1月~3月の総売上: 今年3月までの創業後月数×6 - 対象月の売上×6

申請から支給までの流れ

持続化給付金ホームページへアクセス!

スプグセス! スマホOK!

ご相談は 裏面の 各機関・ 団体へ

- ID・パスワードを設定 ※ ご自身のメールアドレスが必要です。
 - 基本情報 売上額 口座情報 等を入力

必要書類を添付して申請

持続化給付金

スマホの写真画像OK!

- 2019年の確定申告書類の控え、○ 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業主の場合)等

給 付(通常2週間程度で、ご登録の口座に入金)

ご自身での申請が難しい方は、次のサポート会場において申請代行支援が受けられます。

■甲府会場(甲府商工会議所内) 会場番号:1901

完全予約制

・予約電話番号:0120-835-130 (自動音声)

- ナビダイヤル: 0570-077-866 (オペレーター対応)
- ※予約の際は、会場番号が必要となります。

『持続化給付金』相談窓口一覧

◆ 山梨県持続化給付金相談専用ダイヤル (山梨県産業労働部産業政策課内)055-223-1321 平日 9:00~17:00

申請支援全般に関すること

- ◆ 持続化給付金事業コールセンター(経済産業省) 平日・休日 8:30~19:00 0120-115-570 (直通電話) 03-6831-0613 (IP電話専用回線) 持続化給付金制度全般、特に電子申請に関すること
- ◆ 商工団体(下記参照)

商工団体(下記参照)	中人又 幼生!	
個別の相談に関すること	感染拡大防止のため 完全予約制 にご協力をお願いいたします。	
連絡先	電話番号	受付時間(平日)
甲府商工会議所	055-233-2241	9:00~17:30
富士吉田商工会議所	0555-24-7111	9:00~17:00
山梨県商工会連合会	055-235-2115	8:30~17:15
都留市商工会	0554-43-1570	8:30~17:15
山梨市商工会	0553-22-0806	8:30~17:15
大月市商工会	0554-22-1648	8:30~17:15
韮崎市商工会	0551-22-2204	8:30~17:15
_ 南アルプス市商工会	055-231-5411	8:30~17:15
北杜市商工会	0551-32-1211	8:30~17:15
甲斐市商工会	055-276-2385	8:30~17:15
笛吹市商工会	055-263-7811	8:30~17:15
上野原市商工会	0554-63-0638	8:30~17:15
甲州市商工会	0553-33-2236	8:30~17:15
中央市商工会	055-273-4141	8:30~17:15
市川三郷町商工会	055-272-4711	8:30~17:15
早川町商工会	0556-45-2302	8:30~17:15
身延町商工会	0556-62-1103	8:30~17:15
南部町商工会	0556-64-2357	8:30~17:15
富士川町商工会	0556-22-0870	8:30~17:15
昭和町商工会	055-275-3344	8:30~17:15
道志村商工会	0554-52-2353	8:30~17:15
西桂町商工会	0555-25-2015	8:30~17:15
南都留中部商工会	0555-62-0940	8:30~17:15
河口湖商工会	0555-73-1122	8:30~17:15
小菅村商工会	0428-87-0404	8:30~17:15
丹波山村商工会	0428-88-0444	8:30~17:15

- ◆ やまなし産業支援機構 山梨県よろず支援拠点(経営相談全般に関すること) 055-243-0650 平日 8:30~17:15
- ◆ 山梨県中小企業団体中央会(個別の相談に関すること) 055-237-3215 平日 8:30~17:30

[※] 農業者の方を対象とする相談窓口を、県農務事務所、JAに設置していますので、ご相談ください。